



市民活動支援制度

まちづくりチャレンジ協働事業 ～募集要領～

まちづくりに参加しませんか？

皆さんのアイデアを募集します！

まちづくりチャレンジ 協働事業

市民活動団体等から創意と工夫にあふれたまちづくり事業を提案していただき、市民と行政が協働でまちづくりに取り組む事業です。

学生版 まちづくりチャレンジ 協働事業

学生が主体的に社会貢献事業に取り組む事業です。学生等で構成される団体や既存の市民活動団体に学生を参画させた団体が提案できます。



まちづくりチャレンジ協働事業とは

まちづくりチャレンジ協働事業は、団体の活動活性化と地域の課題等の解決を図ることを目的とし、創意と工夫にあふれたまちづくり事業を支援します。

まちづくりチャレンジ協働事業

市民活動団体等から創意と工夫にあふれたまちづくり事業を提案していただき、市民と行政が協働でまちづくりに取り組む事業です。

学生版 まちづくりチャレンジ協働事業

学生が主体的に社会貢献事業に取り組む事業です。学生等で構成される団体や既存の市民活動団体に学生を参画させた団体が提案できます。

対象となる事業

まちづくりチャレンジ協働事業	学生版まちづくりチャレンジ協働事業
<p><共通事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●営利を目的としないものであること ●補助金の交付を受けようとする年度に、市から他の補助金等の交付を受けていないこと 	
<ul style="list-style-type: none"> ●恵庭市内において実施するものであり、単独又は複数の市民活動団体が連携して行う協働事業であること ●公益的又は社会貢献的な事業であり、かつ、協働で取り組むことで地域課題や社会的課題の解決が図られるものであること ●具体的な成果や効果が期待でき、広範囲の市民の受益となるものであること ●市民活動団体を構成する者のみを対象とするものでないこと ●事業が完了していないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ●恵庭市内において実施するものであること ●学生等と市民活動団体との協働又は学生等により企画し、実施する活動であること <p>① 学生のみで実施</p>  <p>② 学生と市民活動団体が協働で実施</p>  <p>※②の場合は、市民活動団体が企画した事業にただ参加するのではなく、企画段階から学生と一緒に進める事業でなければなりません。</p>



応募団体の条件

まちづくりチャレンジ協働事業	学生版まちづくりチャレンジ協働事業
<p>< 共通事項 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 団体を組織する構成員が3名以上である ● 予算及び決算等の事務が適正に行われ、又は行われる見込みがある ● 法令及び条例等に違反する活動をしていない ● 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていない ● 宗教活動又は政治活動をしていない 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 恵庭市内に事務所を有し、かつ、恵庭市内において活動をしている ● 市と協働事業を実施できる実績又は能力がある ● 規約、会則、定款又はその他これに類するものがある ◎ 補助金の交付を受けようとする年度に、1つの団体が行う協働事業で補助金の交付を受けていないこと ◎ 補助金の交付を受けようとする年度に、2つ以上の団体が連携して行う協働事業で同じ組み合わせで補助金の交付を受けていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学生等で組織する団体（18歳未満の者のみで組織する団体にあつては、構成員に教職員、保護者等を1名以上含む。）又は市民活動団体である



補助金額

まちづくりチャレンジ協働事業	学生版まちづくりチャレンジ協働事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 上限額 ① 提案回数が3回目までの事業の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1つの市民活動団体が行う協働事業 … 10万円 ・ 2つ以上の市民活動団体が連携して行う協働事業 … 15万円 ② 提案回数が4回目、5回目の事業の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1つの市民活動団体が行う協働事業 … 5万円 ・ 2つ以上の市民活動団体が連携して行う協働事業 … 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 上限額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5万円
<p>< 補助金対象外となる経費 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 団体の日常の事務処理を行うために必要な備品や消耗品費等 ● 団体の構成員の飲食や親睦に要する経費 ● 受取人が、団体の構成員となる謝礼 ● アルバイトなどの人件費 ● 参加者へ配布する記念品等 ● 宿泊費 ● 「領収書がない」「使途が不明な」経費 	
<p>※食糧費について 原則、食糧費は対象外経費ですが、以下の場合は対象経費となる場合があります。事前に相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ワールドカフェなどのワークショップで出すお茶などの飲み物等 ● 料理教室など食材を使用しなければ事業が成り立たない場合の原材料等 	



親睦・懇親



記念品

これまでの実施・活用例

～まちづくりチャレンジ協働事業～

市民ファシリテーション講座（市民生活課）

住民が対話を通じて地域やコミュニティの課題を解決する手法を学ぶ

花とも写真展及び写真講習会開催事業（花と緑観光課）

恵庭市民スキー場盤尻街道沿い側斜面に苗を植栽。

「正しく恐れるコロナ対策」感染対策情報発信！（介護福祉課）

新型コロナ感染対策について正しい知識を学び発信していく。

サロン・おはな（がん患者・家族・遺族会）（保健課）

心のケアやサポートのために月に1回がん患者本人や
その家族・遺族を対象としたサロンの開設

発達障がい啓発・相談事業（子ども発達支援センター）

発達障がいについて知ってもらうために当事者による講演の実施。

若者と一緒に考えよう！恵庭の未来（廃棄物対策課）

将来の恵庭を担っていく若者と一緒に、今の恵庭の現状を把握し、これからの恵庭に必要な「こと、もの」について考える。



～学生版まちづくりチャレンジ協働事業～

中学生 フラワーロードボランティア活動

花のまち恵庭をPRし、まちづくりに貢献。また、地域との交流を深める。

大学生 “えにわ通学合宿同窓会”合宿

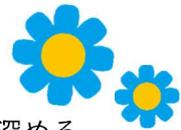
これまでのえにわ通学合宿を振り返り、老人クラブや地域の方々との交流を深める。また、自分自身がこれから地域で行えることを考える。

専門学校生 学生が作る！イルミネーション

道と川の駅花ロードえにわにイルミネーションを設置し、
コロナ禍にあるまちに元気や癒しを与える

中学生 クリスマスコンサート

地域の方へ日頃の活動成果を発表。





事業の流れ

まちづくりチャレンジ協働事業

学生版まちづくりチャレンジ協働事業

事前相談

どのような事業をやりたいのか、事前に市民活動センターまでご相談ください。事業の組み立て方等、事前に調整・協議します。

協働担当課の決定

花と緑・観光課と協働
でやってみましょう

花をつかってまちおこし
イベントをやりたくて…



市民活動センター

事前相談



提案団体

こんな事業提案がある
んだけど、協働で
できないかな

ぜひうちの課と協働で！



市民活動センター

連絡調整



協働担当課

協働担当課との役割分担

「事前調整シート」に沿って提案団体と協働担当課で事業内容の検討や役割分担を行います

事業企画や運営は私
達が行いますね。

関係団体への周知や
市民への広報はこち
らがやります！



事前調整シートに沿って
直接打ち合わせ・協議
企画・書類等の作成



※事前評価シートの提出義務はありませんが、参考として提出いただく場合があります。

まちチャレは、提案団体と行政が協働で実施する事業です。

事業がより良いものとなるよう、事前に事前調整シートで事業内容・役割分担などをお互いに十分確認することが大切です。

また、審査では提案された事業が互いに対等な立場で協働により実施される事業かどうかを審査します。事業を計画するなかで、足りないこと、不安なことなども市の担当課と話し合うことが大切になります。

申請

事前相談や協議の内容を基に申請書等を作成し、市民活動センターへ提出・書類の内容の確認を受けます。

※学生版については、構成員が18歳未満の場合は、団体の中に先生や保護者を1人以上含めてください。

提出書類です



●提出書類●

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・団体概要書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）

審査

市職員と市民からなる市民活動支援制度審査会でヒアリング審査をします。提案団体と協働担当課が出席し、事業内容のプレゼンを行います。（利用回数1回目と4回目）

書類審査のみです。

審査会では、以下の観点について5段階評価とし、総合得点の7割以上の事業を採択します

①市民ニーズの分析

市民の多様なニーズを捉え、それに対して直接的に働きかける事業内容であるか

②公益性

不特定多数の利益やまちづくりへの寄与に関し、かつ公益性の高い事業内容となっているか

③具体性・実現性

事業計画、事業費、実施体制等に無理・無駄がなく、自主自立性を兼ね備えているか

④協働性

事業目的を実現するための手段や方法等が適切であり、対等な立場で互いの役割と責任を担い合う事業推進が図れているか

⑤有効性（利用回数が4回目、5回目の場合）

事業実施により期待できる成果が具体的に示され、補助金の有効活用が期待できるか

事業の実施

審査の結果、補助金の交付が決定したら、事業を実施します。事業の実施にあたり、作成するチラシ、ポスター等には「まちづくりチャレンジ協働事業」と明記するか、ロゴマークを表示してください。

*事業を行うために必要と認められる場合、補助金を事業が完了する前に請求し交付を受けることができます。（補助金の概算払い）

*事業の変更・中止の際は、事前に市民活動センターへ相談の上、下記書類を提出ください。

●概算払いをするときの提出書類●

- ・概算額交付申請書（様式第10号）
- ・概算額交付請求書（様式第11号）

●事業を変更・中止するときの提出書類●

- ・変更・中止（廃止）承認申請書（様式第5号）
- ・変更調書（様式第6号）
- ・変更後収支予算書（様式第7号）

実績報告の提出

事業完了後、30日以内に実績報告を市民活動センターへ提出します。



●提出書類●

- ・実績報告書（様式第12号）
- ・事業報告書（様式第13号）
- ・収支決算書（様式第14号）
- ・補助金交付請求書（様式第16号）

募集期間

◆まちづくりチャレンジ協働事業

月	まちづくりチャレンジ協働事業	学生版まちづくりチャレンジ協働事業
3	募集開始	
4	4/6 1次募集締切 4/27 審査 2次募集	
5	5/8 2次募集締切 5/31 審査	随時受付 & 書類審査
9	3次募集	
10	10/6 3次募集締切 10/31 審査	
12		募集締切 12/15
2	*事業は2月末までに完了させてください。 *事業が完了した日の翌日から30日以内の実績報告書を提出してください。	

- ・ **1次募集**（4月から開始し5月中に終了する事業）
2023年3月22日～4月6日（審査会：4月27日（木））
- ・ **2次募集**
2023年4月10日～5月8日（審査会：5月31日（水））
- ・ **3次募集**（10月から開始する事業）
2023年9月11日～10月6日（審査会：10月31日（火））

問合せ・応募先・様式ダウンロード

〒061-1442 恵庭市緑町2丁目1-1えにあす内 市民活動センター

TEL 0123-34-7000

FAX 0123-34-7008

HP <https://www.eniwachienet.jp/>

Mail info@eniwachienet.jp

「2023年度まちづくりチャレンジ協働事業を募集します」より各種様式がダウンロードできます